

野田市農業委員会総会会議録（第3回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和7年3月6日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1番 川 辺 茂	2番 山 田 賢 一
3番 筑 井 正	4番 齊 藤 和 夫
5番 石 塚 正 夫	6番 遠 藤 一 浩
7番 吉 岡 清 美	8番 荒 木 大 輔
9番 染 谷 美佐夫	11番 後 藤 和 久
12番 鳩 貝 直 子	13番 藤 井 愛 子

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農用地利用集積計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小島 信明
事務局長補佐	宮本 武志
主事	山代 紘平
主事補	上田 和充

議長 ただいまから令和7年第3回野田市農業委員会総会を開会します。

宇佐見委員、所用のため、欠席です。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

なお、本日は農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、発言をよろしくお願ひします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

1番 川辺 茂 委員

2番 山田 賢一 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第4号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。申請地は、畑1筆で548平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農地を相続したが耕作ができないため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

染谷委員 今月は2班が担当で、3月3日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号 申請番号1番、4番、議案第2号 申請番号1番、2番については荒木委員、議案第1号 申請番号2番、3番、5番、6番、議案第2号 申請番号3番については川辺委員が報告します。

それでは、議案第1号 申請番号1番について荒木委員から報告をお願いします。

荒木委員 申請番号1番について報告します。

申請地は畑1筆で、保全管理された農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で103平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号2番について報告します。

申請地は畑1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で780平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号3番について報告します。

申請地は畑1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で合計2,564平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農地の保全管理が困難なため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号4番について報告します。

申請地は畑3筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で559平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号5番について報告します。

申請地は畑1筆で、作付けされている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 1,863 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号 6 番について報告します。

申請地は畑 2 筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 1 号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号 1 番、2 番については、同一案件として事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番、2番についてご説明いたします。

今回の申請地につきましては、南部工業団地に隣接した地域の延長として、地区計画を定め、昨年12月に都市計画決定されております。

3ページから6ページをご覧ください。

申請番号1番になりますが、田38筆30,139.38平方メートル、畑4筆898.58平方メートル合計42筆 31,037.96平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による物流倉庫用地です。

続きまして7ページから12ページをご覧ください。

申請番号2番になりますが、田41筆25,903.71平方メートル、畑21筆12,459.53平方メートル、合計62筆38,363.24平方メートルとなっております。

転用の目的は、申請番号1番同様、所有権移転による物流倉庫用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号1番、2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、数十年耕作されていない農地でした。

給排水関係は、給水は市道から分岐して引き込み、汚水・雑排水については、それぞれ浄化槽で処理後に水路へ放流。

雨水については、それぞれ建物の地下に雨水流出抑制を設置し水路に放流、敷地内には遊水池を3箇所設置することとなっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンス及び緑地帯等で囲う計画となっております。

今回、現地調査班と会長及び地元委員とで現地を確認し、現地は問題ありませんでしたが、皆さんと一緒に申請者から事業計画について、説明を受けた上で審議するという判断をしました。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

議長 それでは、自己紹介をしていただいてから、事業計画等の説明をお願いします。

本日はご足労、ありがとうございます。

—申請人説明—

〇〇 今回の開発申請者の、私 〇〇と、開発設計を担当します△△といたします。

△△ 私、△△の方から説明させていただきます。

手元に今回の計画の航空写真と、土地利用計画図をお配りしております。

まず、航空写真を見て頂いて、今回の開発の概要を説明させていただきます。

16号から上ってくる、航空写真の真ん中に走っている道路を左右に分けて、開発区域A・Bという二つの開発区域が存在しています。

見て頂いておおよそ見当がつくのが、森林ゾーンとそれ以外の薄い緑の部分があります。

森林ゾーンは森林のまま保存したり、伐採したりという計画です。

それ以外の緑の部分は農地の田ということになります。

今回、皆様にはかって頂く農転の多くはこの薄い緑のゾーンの田、一部畑がありますが、多くは、田ゾーンになります

その計画地の上の方にずっと水路が走っているのが、現状です。

左側のAゾーンに関しては開発面積が、約5万平方メートルあります。

その内、農地が3万1千平方メートルで、19人の権利者から譲り受ける計画になっています。

右側のBゾーンですが、開発面積が6万3千平方メートルほどありまして、ここの農地が3万8千平方メートルあります。

ここには、29人の農家の方から譲り受ける計画となっております。

ご存じだと思いますが、ほとんどここは30年以上休耕、耕作されていない農地としてありましたので、今回は有効利用ということでの開発となっております。

開発の上で出来上がる建物は、物流倉庫です。

左側のAゾーンは、のべ12万平方メートルの4階建ての建物です。

右側のBゾーンは、のべ11万平方メートルの4階建ての建物です。

おのおの違った、Aの方は〇〇〇〇合同会社。

Bの方は□□□□合同会社という別会社が、開発を担当することになります。

次のページをめくって頂いて、土地利用図というのがあります。

今回の開発の大きなポイントとしては、野田市と協議しまして、ここのエリアは雨が降ると、水路、河川が冠水してしまっ、先ほど言った真ん中の左側の工業団地の方に沿ってはしている南北道路の水路のところは、年に何度も水没して、通行不能になるというふうな状況が多発している、今回開発するにあたっては、それを逆に災害対策として、できる限り防止するような計画を提案してほしいということで、私どもはそこに注力した開発計画としております。

具体的には、地図の真ん中にある水色の部分、これが遊水池です。

大雨が降った時に水が溜まる右上の方に四角い水色のが、これも同じく遊水池です。

一番右側に尻尾みたいに出ている河川の下側の方にも、実はこの開発行為とは違った形で遊水池を私どもが市と協力して作るということになっており、さらに一番左側の水色のところ、ここが一番、先ほど言った工業団地の交差点の端なんです、ここが一番水没することが多いというふう聞いておりまして、ここに池を造って溜まってきた水を河川にポンプアップする機能をつけたかたちで設定しております。

当然、建物の下には法的な貯水池のボリュームを持ちつつ、今あげたような遊水池機能を持た

すことで、大雨の冠水対策に十二分に配慮した計画という形で、私どもの方から市の方に提案させて頂いているところでございます。

私どもからの概要に関しての説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

何か、ご質問ございますか。

—質問・答弁—

木村推進委員 区域外にも、調整池を何個も造るような話がありましたけれど、規模とかも教えて下さい。

それから、森林がいっぱいあって、地域森林計画よりも、造成森林っていうのがあって、説明がなかったですが、その辺も教えて下さい。

△△ はい、わかりました。

区域外の遊水池というのは今検討中で、市の河川課とやってるんですが、その土地利用計画図の一番右側の尻尾みたいなどの外に赤い細い線で、河川に沿って四角に囲まれたゾーンが遊水池の予定地です。

これ今、地権者と話して、色々な事情があって、境界確定ができない部分があって、この規模よりももう少し小さくなるかもしれないということで推移しています。

緊急で決まる予定であります。

森林に関しては、小さいですが、右側のところに、Aゾーン、Bゾーンの表があって、Aゾーンが1万2千9百平方メートル、Bゾーンが9千平方メートルという形になっています。

Aに関しては、1万平方メートル以下の伐採という形で抑えておまして、Bに関しては五条審議の全てを伐採してしまう形で、これは県の林野庁とも協議して、申請はもう出し終わっているという状況です。

で、今その図面に描いてある南の方に緑色の部分は、緑地になり、新たに植えたり、残したり、というふうな形に計画しています。

もう少し説明させていただきますと、建物の北側、先ほどお話があった新設道路と新たに造る大きな断面の河川を配置して、北側の道路河川でカバーできるよう、計画をしております。

南側はどちらかという住宅も多少あったりということで、できる限り緑を配置した全体計画としております。

以上です。

木村推進委員 はい、ありがとうございます。

もうひとつ、工業団地側より200平方メートル、500平方メートルの貯水池を造って、交差点を上げるようにして通行止めを改善ということなんですけれども、それだけでは完璧にならないと思うんですけども、具体的にどのようにされていくのか、教えて下さい。

△△ はい、河川対策についてはいくつもの提案をしております、一つは、新たに河川を動かして、河川の断面自身をすごく大きくしています。

今は地面の中に3m×4mくらいの箱形で流れているんですけども、その上に土手状の堤を造って、大雨の時はその堤のところまで水が溜められるように、現状の数倍の水量が溜められるようにしています。

さらに、さっきおっしゃっていただいた500㎡の水路に関しては、ここがちょうど一番低いエリアで、三方間の道路の谷間のようになってます、その部分に関しては増水したときには、500㎡の池に水を入れて、強力なポンプを設置して、洪水時には河川にくみ上げることによって、この交差点は、水没する可能性を下げないように、河川課と協議して計画しています。

以上です。

議長 はい、他にありますか。

荒木委員 はい、Bゾーンの右斜め上に福田二小があると思うんですけども、その地図を拝見させて頂くと、新設道路の拡幅で、小学校の前くらいの道が結構広まるというふうな形になっているんですけど。

こちらについては、車の導線的にAゾーン、Bゾーンの真ん中の広い道からトラックを入れていくことプラス、外周にもある程度広がっていくのでは。

△△ はい、すみません。

ここについては説明不足だったので、説明させてください。

今回の物流倉庫のトラックですね。

トラックの導線というのは、一番左側の道路を16号線から工業団地に沿った道ですね。

この道を16号から工業団地に向かってトラックが入ってきます。

先ほど、水没するって話題になってる交差点のところを右折して中央道路のところまで来て、Aゾーン、Bゾーン、物流倉庫に入ります。

帰りも、同じ道を通ります。

Aゾーンは左側から出てくるんですけども、基本的には今言った道しか車は走らないと、開発業者とも協議をして、約束事しております。

それと、学校の話がありましたけれど、この右側の道路は途切れてるんですけど、細い道路になってるので、色々協議して2mの歩道をつけて、その横はあまり広い道路だと交通量が多くなるので、5mの車道にしています。

道路としては7mですけども、5mの車道プラス2mの歩道、縁石をつけて小学校の通学にも安全な計画としております。

この道はトラックは通りません。

議長 真ん中の道はトラックは通らないということですね。

△△ 真ん中の道は河川から今回の開発地域のところまでは走りますが、南側には走って行かないです。

この道の、茶色く太くなっている分は、トラックが走りますが、これより南側は同じように7mの5m、歩道が2mという形で、トラックは南下しないです。

議長 他にございませんか

他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番、2番の説明をする前に、申請番号1番から3番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは議案第2号申請番号1番、2番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、融資証明書及び残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で3,225平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場及び資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をブロック塀及びロープで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金通帳の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第2号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議長 議案第 3 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号 申請番号 1 番についてご説明いたします。

13 ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせず昭和 22 年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成 14 年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせず昭和 33 年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成 2 年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま議案第 3 号について事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 3 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題としますが野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、荒木委員の退席を求めます。

—荒木委員退席—

それでは、荒木委員の関係する案件から事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。

14ページをご覧ください。

野田市長より令和7年3月3日付けで、令和6年度第11次農用地利用集積計画について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

16ページ30番から43番をご覧ください。

一般分でございますが、おおむね5年から10年の賃借権及び使用貸借権設定が畑14筆 合計9,400平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま議案第4号16ページ30番から43番までの事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号16ページ30番から43番までについて採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—荒木委員入室—

議長 それでは、議案第 4 号について、荒木委員の関連する案件以外について、事務局の説明を求めます。

事務局 15 ページから 18 ページをご覧ください。

一般分になります。先に採決した案件以外になりますが、おおむね 3 年から 10 年の賃借権設定及び使用賃借権設定が田 25 筆 36,659 平方メートル 畑 43 筆 40,132.21 平方メートル 合計 68 筆 76,791.21 平方メートルとなっております。

次に 19 ページから 33 ページをご覧ください。

代替地でございますが、1 年の賃借権設定が田 197 筆合計 324,377 平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

先に採決した案件以外のものになりますが、質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号 先に採決した案件以外のものについて採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 報告事項に移ります。

「報告第 1 号から第 5 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 1 号から報告第 5 号についてご説明いたします。

報告事項の 1 ページから 5 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の権利移動の届出は、7 件受理しておりま

す。

次に6ページ、7ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、4件受理しております。

次に8ページから11ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、15件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に12ページから14ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について、1件提出がありました。

次に15ページをご覧ください。

報告第5号 農地法第18条の規定による合意解約について、2件提出がありました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後 2時 30分)